

不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部改正に対する意見公募要領

平成30年11月  
経済産業政策局  
知的財産政策室

## 1. 改正概要

工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3では、同盟国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章、国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称について、適当な方法によりそれらの使用を禁止することで、同盟国の紋章等の保護を図ることを規定しています。

我が国では、当該規定の国内担保等をするため、不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条において、外国の国旗、国の紋章その他の記章、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号、国際機関を表示する標章の商業上の使用を禁止していますが、これら商業上の使用を禁止する国旗等の具体的内容については、「不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令」の別表第1から第4において、定めることとしています。

今般改正は、平成30年3月末にWIPO国際事務局から各国で保護すべき記章が通知されたこと等に伴い、当省令の別表を改正するものです。

## 2. 意見募集対象

不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

## 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載

#### 4. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成30年11月29日(木)～平成30年12月28日(金)

(郵送の場合は平成30年12月28日(金)必着)

#### 5. 意見提出先・提出方法

日本語を使用の上、以下いずれかの方法で意見を送付して下さい。なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム

入力様式に従い、e-Govの意見提出フォームに必要な事項を入力の上、御提出下さい。

(2) 電子メール

意見提出用紙の様式に沿って、御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：chizai-pubcomme@meti.go.jp

(電子メールの件名を「旗省令への意見」として下さい。)

(3) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 パブリックコメント担当 宛て

(4) FAX

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番号宛てにお送り下さい。

FAX番号：03-3501-3580

※ パブリックコメント担当に電話連絡後、送付してください。

電話番号：03-3501-3752

#### 6. その他

- ・皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。
- ・頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを

除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おき下さい。  
ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

